

## 門真市介護予防・生活支援サービス事業支給費の額等を定める要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、門真市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱（令和6年4月1日施行。以下「介護予防・生活支援サービス事業実施要綱」という。）に規定する第1号事業（以下「第1号事業」という。）について、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項に基づき、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の2第1項第3号に規定する市が定める基準により算定した費用の額（以下「第1号事業支給費」という。）及び同号に規定する市が定める割合（以下「第1号事業支給費割合」という。）を定めるものとする。

(第1号事業に要する事業支給費の額)

**第2条** 第1号事業に要する第1号事業支給費の額は、別表に定める単位数に次条に規定するサービス区分の1単位当たりの単価を乗じて算定するものとする。

(1単位の単価)

**第3条** 前条に定めるサービス区分の1単位当たりの単価は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1号訪問事業

|                 |        |
|-----------------|--------|
| ア 訪問介護相当サービス    | 11.05円 |
| イ 訪問型サービスA（緩和型） | 11.05円 |

(2) 第1号通所事業

|                 |        |
|-----------------|--------|
| ア 通所介護相当サービス    | 10.68円 |
| イ 通所型サービスA（緩和型） | 10.68円 |

(3) 第1号介護予防支援事業

|                 |        |
|-----------------|--------|
| ア 介護予防ケアマネジメントA | 11.05円 |
| イ 介護予防ケアマネジメントB | 11.05円 |
| ウ 介護予防ケアマネジメントC | 11.05円 |

(端数処理)

**第4条** 費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(第1号事業支給費割合)

**第5条** 第1号事業支給費割合は、第1号訪問事業及び第1号通所事業については、介護予防・生活支援サービス事業実施要綱第11条に規定するものとし、第1号介護予防支援事業については、100分の100とする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表（第2条関係）

### 第1号事業支給費単位表

#### 1 介護予防訪問介護相当サービス事業費

##### (1) 介護予防訪問介護相当サービス事業費・週1回程度

（1月につき） 1,176単位

（1日につき） 39単位

##### (2) 介護予防訪問介護相当サービス事業費・週2回程度

（1月につき） 2,349単位

（1日につき） 77単位

##### (3) 介護予防訪問介護相当サービス事業費・週2回を超える程度

（1月につき） 3,727単位

（1日につき） 123単位

※ 利用者が訪問型サービスA（緩和型）、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問介護相当サービス費は算定しない。

※ 利用者に対して、指定事業所の訪問介護員が門真市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱に規定する介護予防訪問介護相当サービスを行った場合に算定する。

#### 【加算】

- ・初回加算 200単位（1月につき）
- ・生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位（1月につき）
- ・生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位（1月につき）
- ・口腔連携強化加算 50単位（1月につき1回まで）
- ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の137/1000加算（1月につき）
- ・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の100/1000加算（1月につき）
- ・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の55/1000加算（1月につき）
- ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の63/1000加算（1月につき）

- ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の 42/1000 加算（1月につき）
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の 24/1000 加算（1月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の245/1000 加算（1月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の224/1000 加算（1月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の182/1000 加算（1月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 所定単位数の145/1000 加算（1月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1） 所定単位数の221/1000 加算（1月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2） 所定単位数の208/1000 加算（1月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3） 所定単位数の200/1000 加算（1月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4） 所定単位数の187/1000 加算（1月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5） 所定単位数の184/1000 加算（1月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6） 所定単位数の163/1000 加算（1月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（7） 所定単位数の163/1000 加算（1月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（8） 所定単位数の158/1000 加算（1月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（9） 所定単位数の142/1000 加算（1月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（10） 所定単位数の139/1000 加算（1月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（11） 所定単位数の121/1000 加算（1月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（12） 所定単位数の118/1000 加算（1月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（13） 所定単位数の100/1000 加算（1月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14） 所定単位数の 76/1000 加算（1月につき）
- ・特別地域訪問介護加算 所定単位数の15/100を加算
- ・中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10/100 加算
- ・中山間地域に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5/100 加算

注1 初回加算は、訪問介護費の算定要件に準ずる。

注2 生活機能向上連携加算の算定要件については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

注3 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）は同時算定不可。適用期間は令和6年5月末まで。

注4 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定して

いることを要件とする。なお、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。適用期間は令和6年5月末まで。

注5 介護職員等ベースアップ等支援加算の適用期間は令和6年5月末まで。

注6 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅳ）の適用期間は令和6年6月1日から。介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）の適用期間は令和6年6月1日から令和7年3月31日まで。

### 【減算】

- ・高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の1/100 減算
- ・事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合所定単位数の90/100に相当する単位数を算定
- ・同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対してサービスを行った場合所定単位数の85/100に相当する単位数を算定
- ・厚生労働大臣が定める基準に該当する事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者に対してサービスを行う場合、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定

## 2 訪問型サービスA（緩和型）事業費（1回につき）

(1) 訪問型サービスA（緩和型）事業費・所要時間20分未満（10分未満は算定不可）  
90単位

(2) 訪問型サービスA（緩和型）事業費・所要時間20分以上45分未満 146単位

(3) 訪問型サービスA（緩和型）事業費・所要時間45分以上の場合 180単位

※ 利用者が介護予防訪問介護相当サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービスA（緩和型）費は算定しない。

※ 利用者に対して、指定事業所の訪問介護員が門真市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱に規定する訪問型サービスA（緩和型）を行った場合に算定する。

【加算】

- ・ 初回加算 200単位（1月につき）

注1 初回加算は、訪問介護費の算定要件に準ずる。

【減算】

- ・ 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の1/100 減算
- ・ 事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合  
所定単位数の90/100に相当する単位数を算定
- ・ 同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対してサービスを行った場合  
所定単位数の85/100に相当する単位数を算定
- ・ 厚生労働大臣が定める基準に該当する事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者に対してサービスを行う場合、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定

3 介護予防通所介護相当サービス事業費

(1) 介護予防通所介護相当サービス事業費・要支援1

（1月につき） 1,798単位

（1日につき） 59単位

(2) 介護予防通所介護相当サービス事業費・要支援2

（1月につき） 3,621単位

（1日につき） 119単位

※ 利用者が通所型サービスA（緩和型）、通所型サービスC（短期集中型）、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所介護相当サービス費は算定しない。

※ 門真市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱に規定する介護予防通所介護相当サービスを行った場合に算定する。

【加算】

- ・生活機能向上グループ活動加算 100単位（1月につき）
- ・若年性認知症利用者受入加算 240単位（1月につき）
- ・栄養アセスメント加算 50単位（1月につき）
- ・栄養改善加算 200単位（1月につき）
- ・口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位（1月につき）
- ・口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位（1月につき）
- ・一体的サービス提供加算 480単位（1月につき）
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 事業対象者・要支援1 88単位（1月につき）  
事業対象者・要支援2 176単位（1月につき）
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 事業対象者・要支援1 72単位（1月につき）  
事業対象者・要支援2 144単位（1月につき）
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 事業対象者・要支援1 24単位（1月につき）  
事業対象者・要支援2 48単位（1月につき）
- ・生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位（1月につき）  
※3月に1回を限度とする。
- ・生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位（1月につき）
- ・口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位（1回につき）  
※6月に1回を限度とする。
- ・口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位（1回につき）  
※6月に1回を限度とする。
- ・科学的介護推進体制加算 40単位（1月につき）
- ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の12/1000 加算
- ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の10/1000 加算
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の11/1000 加算
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の 92/1000 加算（1月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の 90/1000 加算（1月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の 80/1000 加算（1月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 所定単位数の 64/1000 加算（1月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1） 所定単位数の 81/1000 加算（1月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2） 所定単位数の 76/1000 加算（1月につき）

- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（３）所定単位数の 79/1000 加算（１月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（４）所定単位数の 74/1000 加算（１月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（５）所定単位数の 65/1000 加算（１月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（６）所定単位数の 63/1000 加算（１月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（７）所定単位数の 56/1000 加算（１月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（８）所定単位数の 69/1000 加算（１月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（９）所定単位数の 54/1000 加算（１月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１０）所定単位数の 45/1000 加算（１月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１１）所定単位数の 53/1000 加算（１月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１２）所定単位数の 43/1000 加算（１月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１３）所定単位数の 44/1000 加算（１月につき）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１４）所定単位数の 33/1000 加算（１月につき）
- ・中山間地域に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5/100を加算

注１ 人員体制のうち機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

注２ 栄養改善加算の算定要件については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱に準ずる。

注３ 一体的サービス提供加算については、栄養改善加算及び口腔機能向上加算を算定している場合は、算定できない。

注４ 生活機能向上連携加算の算定要件については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。なお、生活機能向上連携加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注５ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定要件については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養スクリーニング加算の取扱に準ずる。なお、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注６ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の算定に当たっては、対象事業所が、



併設の指定通所介護事業所においてサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していることを要件とする。なお、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。適用期間は令和6年5月末まで。

注7 介護職員等ベースアップ等支援加算の適用期間は令和6年5月末まで。

注8 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅳ）の適用期間は令和6年6月1日から。介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）の適用期間は令和6年6月1日から令和7年3月31日まで。

#### 【減算】

- ・事業所の利用者の数又は看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。
- ・高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の1/100 減算
- ・業務継続計画未実施減算 所定単位数の1/100 減算
- ・事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。  
要支援1 376単位（1月につき）  
要支援2 752単位（1月につき）
- ・事業所が送迎を行わない場合 片道につき47単位 減算

#### 4 通所型サービスA（緩和型）事業費（1回につき）

- (1) 通所型サービスA（緩和型）事業費・半日（2時間以上5時間未満・原則食事提供なし） 303単位
- (2) 通所型サービスA（緩和型）事業費・全日（5時間以上7時間未満・原則食事提供あり） 337単位

※ 利用者が介護予防通所介護相当サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービスA（緩和型）費は算定しない。

※ 門真市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱に規定する通所型サービ

スA(緩和型)を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位を算定する。

【加算】

- ・送迎加算(片道) 35単位(1回につき)
- ・入浴加算 38単位(1回につき)

【減算】

- ・事業所の利用者の数又は職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。
- ・高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の1/100 減算
- ・業務継続計画未実施減算 所定単位数の1/100 減算

5 第1号介護予防支援事業費(1月につき)

- (1) 介護予防ケアマネジメントA 442単位
- (2) 介護予防ケアマネジメントB 300単位
- (3) 介護予防ケアマネジメントC 442単位

【加算】

- ・初回加算 300単位(1月につき)
- ・委託連携加算 300単位(1回を限度)

注1 初回加算・委託連携加算については、介護予防ケアマネジメントAにのみ適用とする。

【減算】

- ・高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の1/100 減算
- ・業務継続計画未実施減算 所定単位数の1/100 減算